

懲戒処分の基準

懲戒事由		懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責	
一般 服 務	欠勤	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いたとき	○	○	○		
		正当な理由なく14日以上20日以内の間勤務を欠いたとき		○	○	○	
		正当な理由なく13日以内の間勤務を欠いたとき				○	○
	早退・遅刻	正当な理由なく頻繁に遅刻、早退または欠勤を繰り返し、再三の注意を受けても改めないとき	○	○	○		
		勤務時間の始めまたは終わりに繰り返し勤務を欠いたとき				○	○
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して勤務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたとき				○	○
	職務上の命令違反	正当な理由なく頻繁に業務上の指示または命令に従わないとき	○	○	○		
		正当な理由なく配転・出向命令等の重要な職務命令に従わず、職場秩序を乱したとき	○	○	○		
		職務上の指揮命令に従わず職場秩序を乱したとき		○	○	○	○
	職務怠慢・ 注意義務違反	故意または重大な過失により、本会に重大な損害を与えたとき	○	○	○		
		職務の怠慢又は不注意のため、重大な災害、傷病又はその他事故を発生させたとき	○	○	○		
		再三の注意及び指導にもかかわらず、職務に対する熱意または誠意がなく、怠慢で業務に支障が及ぶと認められるとき	○	○	○		
		職務の怠慢または注意の欠如により、業務の運営に支障を生じさせたとき		○	○		
		職務に対する熱意または誠意がなく、怠慢で業務に支障が及ぶと認められるとき				○	○
	虚偽報告	重要な経歴を偽り採用されたとき、及び重大な虚偽の届出または申告を行ったとき	○	○	○		
		重大な報告を疎かにした、または虚偽報告を行った場合で、本会に損害を与えたときまたは本会の信用を害したとき	○	○	○		
重大な報告を疎かにした、または虚偽の報告を行ったとき				○	○	○	
公文書の偽造	文書を不正に作成し、使用したとき	○	○	○			
休暇の虚偽申請	療養休暇、特別休暇等について虚偽の申請をしたとき				○	○	

懲戒処分の基準

懲戒事由		懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責	
一般 服 務	収賄	賄賂を収受したとき	○				
	セクシャル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職 場における性的な言動及び 他の職員を不快にさせる職 場外における性的な言動)	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたとき	○	○	○		
		わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	○	○	○		
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返したとき		○	○	○	
	職場内秩序びん乱	本会で暴行、脅迫、傷害、暴言またはこれに類する重大な行為をしたとき	○	○	○		
		本会で暴行、脅迫、傷害、暴言またはこれに類する行為をしたとき			○	○	○
	職権濫用	職務権限を超えて重要な契約を行い、本会に損害を与えたとき	○	○	○		
		職務権限を超えて重要な契約を独断で締結・変更・解除したとき				○	○
	不適正な事務処理	事務処理に適正さを欠き、業務の運営に重大な支障を与え、または市民等に重大な損害を与えたとき		○	○	○	○
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたとき	○	○	○		
個人情報保護義務違反	本会及び本会の役職員、または関係先の重大な秘密及びその他の情報を漏らし、あるいは漏らそうとしたとき	○	○	○			
	本会及び本会の役職員、または関係先の秘密及びその他の情報を漏らし、または漏らそうとしたとき		○	○	○	○	
個人情報の目的外利用	個人情報を当該事務以外の目的で使用し、個人の権利利益を不当に侵害したとき		○	○	○	○	

懲戒処分の基準

懲戒事由		懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責	
一般 服 務	特定個人情報等の収集制限 違反	不正アクセス等により番号法に基づく個人番号を取得したとき	○	○	○	○	
		偽りその他不正の手段により番号法に基づく通知カード及び個人番号カードを取得したとき	○	○	○		
	特定個人情報等の外部提供 違反	番号法に基づく特定個人情報ファイルを正当な理由なく提供したとき	○	○	○		
		不正な利益を図る目的で番号法に基づく個人番号を提供しまたは盗用したとき	○	○	○		
	備品の私的使用	本会に属するコンピューター、電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他備品を無断で私的に使用したとき				○	○
	信用棄損	刑罰法規の適用を受け、又は刑罰法規の適用を受けることが明らかとなり本会の信用を害したとき	○	○	○		
		本会及び本会役職員、又は関係先を誹謗もしくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは宣伝し、本会の業務に重大な支障を与えたとき	○	○	○		
本会及び本会の役職員、又は関係先を誹謗もしくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは宣伝し、本会業務に支障を与えたとき					○	○	
規則違反	就業規則及び諸規程に違反し、又は非違行為があったとき		○	○	○	○	
ネ ッ ト ワ ー ク 利 用	不正アクセス	他人のパスワードを使用し、またはコンピューター・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システムまたは情報資産等の破壊若しくは改ざんを行いまたは情報を漏えいさせたとき	○	○	○		
		他人のパスワードを使用し、またはコンピューター・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスしたとき			○	○	○
	不正アクセスほう助	ネットワーク管理者またはパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合			○	○	○
	ウイルス・不正プログラム 等の利用	ウイルスまたは不正なプログラム等を利用してシステムまたは情報資産等を損壊させたとき	○	○	○	○	○
		ウイルスまたは不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げたとき		○	○	○	○

懲戒処分の基準

		懲戒事由	懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責
管理監督者・関係職員	管理監督責任	重大な仕事上のミス、関係先からのクレームなどが発生した時に、ただちに会長に報告しなかったとき、又は所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認したとき		○	○	○	○
		部下が就業規則に違反したにもかかわらず、それを会長に報告しなかったとき			○	○	○
		新入職員が職員として適正が低いことが分かったにもかかわらずそれを会長に報告しなかったとき			○	○	○
		業務能力の低い部下に対して適正な指導を行わず、その行動や業務内容、指導内容を記録に残さなかったとき			○	○	○
		所属職員が懲戒処分を受けることに関し、管理監督者として指揮監督に適正を欠いていたとき				○	○
		部下に対して適切な業務指示を行わなかったとき			○	○	○
		部下の時間外労働を適切に管理しなかったとき			○	○	○
	部下に対してパワーハラスメントを行ったとき			○	○	○	
	管理監督者・関係職員	非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、または当該非違行為をほう助したと認められるとき		○	○	○	○
		職員の非違行為を了知していたにも関わらず、これを黙認し、または当該職員とともに非違行為の全部または一部を行ったとき		○	○	○	○
金銭物品取扱	横領	金銭または物品（本会が構成員となっていることや、本会から補助金等が交付されているなど、本会と密接な関連を有する関係団体の財産を含む。）を横領したとき	○	○			
	窃取	金銭または物品を窃取したとき	○				
	詐取	人を欺いて金銭または物品を交付させたとき	○				
	紛失	金銭または物品を紛失したとき				○	○
	盗難	重大な過失により金銭または物品の盗難にあったとき				○	○

懲戒処分基準

懲戒事由		懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責	
金 銭 物 品 取 扱	物品損壊	故意または重大な過失によって本会の建物、施設、備品等を汚損、破壊、使用不能の状態等にしたとき、またはフロッピーディスク、ハードディスク・その他記憶媒体等の本会の重要な情報を消去若しくは使用不能の状態にしたとき	○	○	○		
	出火・爆発	職務の怠慢または監督不行届きのため、災害、傷病またはその他の事故を発生させたとき			○	○	
	諸給与の違法支払・不適正 受給	会計、経理、決算、契約にかかわる不正行為または不正と認められる行為等、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行い、本会の信用を害すると認められ懲戒を受けたにもかかわらず、又は再三の注意、指導にもかかわらず改悛又は向上の見込みがないとき	○	○			
		会計、経理、決算、契約にかかわる不正行為または不正と認められる行為等、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行ったとき			○	○	○
		故意に規程等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したとき			○	○	○
金銭物品処理不適正	自己保管中の金銭の流用等金銭または物品の不適正な処理をしたとき		○	○	○	○	
業 務 外 非 行	放火	放火をしたとき	○				
	殺人	人を殺したとき	○				
	傷害	人の身体を傷害したとき		○	○	○	
	暴行・けんか	暴行を加え、またはけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき		○	○	○	
	横領	他人の物（金銭及び物品を除く。）を横領したとき	○	○	○		
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取したとき	○	○	○		
		暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取したとき	○				
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させたとき	○	○	○		
	賭博	常習として賭博をしたとき	○	○	○		
賭博をしたとき					○	○	
麻薬・覚せい剤等の所持または使用	麻薬・覚せい剤等を所持または使用したとき	○					

懲戒処分 of 基準

懲戒事由		懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責
業務外非行	酩酊による粗野な言動等				○	○
	淫行		○	○	○	
	痴漢行為		○	○	○	
交通事故・交通法規違反	人を死亡させた場合	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○	○	
		速度違反	○			
		措置義務違反	○			
		信号無視	○			
		その他過失	○	○	○	
	人に1ヶ月以上の傷害を与えたとき	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○	○	
		速度違反	○	○	○	
		措置義務違反	○	○	○	
		信号無視	○	○	○	
		その他過失		○	○	○
	人に1ヶ月未満の傷害を与えたとき	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○	○	

		懲戒事由	懲戒 解雇	解職 降格 降給	出勤 停止	減給	けん責
交通事故・ 交通法規違反	人に1ヶ月未満の傷害を与えたとき	速度違反		○	○	○	
		措置義務違反	○	○	○	○	
		信号無視		○	○	○	
		その他過失				○	○
	物を損壊し、損害を与えた場合	酒酔い運転	○				
		酒気帯び運転	○				
		無免許運転	○				
		過労運転等		○	○	○	
		速度違反		○	○	○	
		措置義務違反	○	○	○	○	
		信号無視		○	○	○	
	その他過失					○	○
	交通法規違反	酒酔い運転	○				
		酒気帯び運転	○				
		無免許運転	○	○	○		
		過労運転等		○	○	○	
		その他の違反の累積により免許取消しまたは免許の効力の停止処分となった場合					○
	同乗者	酒酔い運転に係る自動車と知って同乗していたとき	○				
酒気帯び運転に係る自動車と知って同乗していたとき		○	○	○			